

別記様式第1号(第四関係)

とうべつちくかっせいかけいかく  
当別地区活性化計画

ほっかいどういしかりぐんとうべつちょう  
北海道石狩郡当別町

平成28年2月

# 1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	当別地区活性化計画						
都道府県名	北海道	市町村名	当別町	地区名(※1)	当別地区	計画期間(※2)	平成28年度～平成32年度

## 目 標 : (※3)

当別地区において、豊かな自然環境に恵まれた農林資源を有効に活用したグリーン・ツーリズムを効果的に推進し、都市農村交流を深め、地域の活性化を総合的に展開する。  
具体的には、今回整備する新たな地域振興交流施設を核とし、生産対策及び担い手対策を推進するとともに、年間を通して農産物等を販売できる場の確保による生産力の向上及び農業収益の増大、隣接する札幌市の子供の農業体験などにより都市住民との交流促進を図り、農業の振興と農村地域の活性化に取り組む。  
また、農と福祉の連携として、障がい者の雇用の場として、施設を位置付け、障がい者の社会復帰の一助となることを目指す。  
さらに、当別町では、地球温暖化及び防災施策として再生可能エネルギーの積極的な活用を促進しており、太陽光発電設備や地中熱ヒートポンプ及び雪氷冷熱活用設備を導入し、「農業のまち」として環境に配慮した、安全安心な地域づくりとして、一層の定住・交流を図る。  
これら取り組みを通じ、数値目標として、農林水産物の販売額108,739千円の増を目指す。

## 目標設定の考え方

### 地区の概要:

当別町は、道央圏石狩平野の北部に位置し、東西26km、南北47km、総面積422.71km<sup>2</sup>を有する南北に長い形状となっている。市街地は東西2ヶ所に分散しており、耕地面積は全体の20%程度で、北部には町面積の約60%を占める森林が広がっている。  
北海道最大の消費地である札幌市の中心部からは約25kmと近いことが特徴であり、昭和63年の札幌大橋開通やJR学園都市線の増便などから宅地造成がなされ、札幌市とのアクセスがよい近郊の田園都市として発展してきた。また、産業集積地である江別市及び石狩市とも接していることから、石狩湾新港と新千歳空港とを結ぶ交通の要衝ともなっている。  
当別町の基幹産業は農業で、小麦を中心として、米・野菜・花卉・乳牛・養豚など多様な品目が生産されており、町全人口(18,766人(平成22年国勢調査))に対し、農業就業人口は6.9%(1,300人(2010年農林業センサス))となっている。

### 現状と課題

#### 【現状】

- ① 国の施策(産地交付金、多面的機能支払交付金、土地改良事業、水利施設管理事業等)を活用し、経営的支援とともに新規就農者対策(青年就農付金事業)等を実施している。
- ② グリーン・ツーリズム等の実施により修学旅行生等を受け入れ、農作業体験を通じて地元農産物のPR及び都市住民との交流を展開している。
- ③ 農産物価格の低迷による農業所得の伸び悩み(農業所得額:平成6年 約555億円 → 平成18年 約443億円(生産農業所得統計))、農業者の高齢化や後継者不足における農業就業人口の減少(農業就業人口:平成12年 2,480人 → 平成22年 1,300人(2000年、2010年農林業センサス))により遊休地が増加する恐れがあり、農業の競争力の低下が懸念される。
- ④ 当別町の農業が継続的に発展していけるよう、農業者や農業関係者が目指す目標を共有し一丸となって産地の革新に取り組むため、平成27年3月に「当別町農業10年ビジョン」を策定した。

#### 【課題】

- ① 流通、販売面において町内直売所などの販路確保を目指すのが、町外からの交流人口が少ないことや、町民の消費行動が町外へ流出していることから、販売額が伸び悩んでいる。
- ② 消費地である札幌市に近い立地条件を活かした多様な流通販売や、観光農園などの取組は小規模にとどまっており、これらを解消するためには、町外から多くの人を呼び込み、都市と農村の交流を促進し、当別町農業の強みを活かし、多様な農産物を提供・販売を強化することによる農産物の販路拡大や六次産業化による農業者の就労場の確保と農業所得の向上を図るための交流拠点施設の整備が必要である。

### 今後の展開方向等(※4)

今後、国道337号(道央圏連絡道路)当別バイパスの4車線化完成によるアクセス向上や交通量増加が見込まれることから、本事業の実施により、自然豊かな美しい農村景観を持つ当別町の特徴を活かした地域振興交流施設((仮称)当別町道の駅)を国道337号沿線に整備し、地域における各団体や住民の参画を得ながら、次の取り組みを通じて都市と農村の交流を積極的に展開し、地域農業の活性化を推進する。

- ① 安全安心な農産物を提供する直売所や農産品加工及び販売施設等を整備し、農業所得の向上や六次産業化の推進を図り、更なる販路の拡大を進める。
- ② 地域食材を活用したメニューを提供するレストランやテイクアウトコーナーを整備し、農商工連携・農業の6次産業化を進めるとともに、地元農家と連携した原材料供給体制を確立する。
- ③ 都市と農村の交流促進に資するイベントスペース等を整備し、多くの都市住民を呼び込むとともに、拠点施設を中心に町内の直売所や体験農園、観光等の情報を発信し、計画区域全体の交流人口拡大を図る。

## 2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

### (1) 法第5条第2項第2号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
当別町	当別地区	地域資源活用総合交流促進施設(受入機能強化施設)	当別町	有	ハ	(仮称)当別町道の駅

### (2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

### (3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
当別町	当別地区	<a href="#">国道337号附帯施設(駐車場)整備事業</a>	<a href="#">国土交通省(北海道開発局)</a>	

### (4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

--

### 3 活性化計画の区域(※1)

当別地区(北海道当別町)	区域面積(※2)	17,580ha
区域設定の考え方(※3)		
①法第3条第1号関係:  区域は、当別農業振興地域の全てとする。 区域は、当該地区の総面積の約82%(14,370ha)を農地、森林原野が占めており、また、全就業人口8,412人(平成22年国勢調査)のうち、農業就業人口は1,300人(2010年農林業センサス)で15.45%となっており、農業が重要な産業となっている区域である。		
②法第3条第2号関係:  当別町の人口は、平成17年～平成22年の5か年で約6%(19,982人→18,766人(国勢調査))減少しており、これに併せ農業就業人口も約31%(1,890人→1,300人)、農家戸数も約17%(757戸→631戸)減少している(2005年、2010年農林業センサス)。 また、農業就業人口のうち、65歳以上の高齢者が約39%(505人)を占めており、本地区における農村地域活力は、農業就業人口の減少と高齢化の進行により年々低下している状況である(2010年農林業センサス)。 このような中、大都市札幌へ隣接し、主要高規格道路が通過するという交通条件を活かした地域振興交流施設を整備することにより、農産物等の販売を促進し、高齢者にも魅力ある農業ができることを示すことができ、かつ交流機会の増大と地域の担い手となる人材と就業場所の確保を図ることは、地域の活力ある農業政策の推進に効果の高い有効かつ重要な取り組みである。		
③法第3条第3号関係:  市街地を形成している区域を含まない。		

#### 【記入要領】

※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。

※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。

※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

#### 4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

##### (1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m <sup>2</sup> )	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類(※1)	土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		農地(※2)	市民農園施設	
						氏名	住所		氏名	住所			

##### (2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

##### (3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

##### 【記入要領】

- ※1 「権利の種類」欄には、取得等する権利について「所有権」「地上権」「賃借権」「使用貸借」などについて記載する。
- ※2 「市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別」欄には、イまたはロを記載する。
- ※3 「種別」欄には市民農園施設の種別について「給水施設」「農機具収納施設」「休憩施設」などと記載する。
- ※4 (1)に記載した市民農園の用に供する市民農園施設のうち建築物及び工作物について種別毎に整理して記載する。
- ※5 「種別」には(※3)のうち、建築物及び工作物である施設の種別を記載する。
- ※6 「構造」については施設の構造について「木造平屋」「鉄筋コンクリート」などと記載する。
- ※ 市町村は、市民農園の整備に関する事業を実施しようとする農林漁業団体等より、市民農園整備促進法施行規則(平成2年農林水産省・建設省令第1号)第9条第2項各号に掲げる図面の提出を受けておくことが望ましい。

## 5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

## 6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

目標年度における農林水産物等の販売額を調査した上で、第三者委員会から意見を聞くなどして、目標達成状況の検証を行う。

### 【記入要領】

- ※1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。  
なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにかんがみ、行われるものである。  
その他、必要な事項があれば適宜記載する。

### その他留意事項

- ①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。
- ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
  - ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
  - ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。
- ②法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱(平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通知)の定めるところによるものとする。